



FAIRTRADE  
JAPAN

Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

国際フェアトレード認証ラベル

# ライセンス規定

R-03

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定	Version:	2.1
	Page:	2 of 6

## 1. 目的

本規定は、日本国内における国際フェアトレード認証ラベルのライセンスについて規定する。

## 2. 関連書類

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-04 認証・監査規定

R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）

R-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）

R-09 小規模ライセンス規定

## 3. 関連申請書

様式 A：国際フェアトレード認証申請書

様式 B：認証製品・調達プログラム対象製品申請書

様式 E：認証ラベル・プログラムラベル使用許可申請書（製品パッケージ・販促物用）

様式 H：認証製品四半期報告書

## 4. ライセンスの対象物

ライセンスの対象物である国際フェアトレード認証ラベル FAIRTRADE Mark（図 4.1 以下、認証ラベル）は、国際フェアトレードラベル機構（Fairtrade International）の独占的所有物であり、世界知的所有権機関 World Intellectual Property Organization - WIPO に登録された国際的な登録商標である（国際登録 第 806431 号）。フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、FLJ）は、国際フェアトレードラベル機構よりライセンス許可を得た、日本における認証ラベルの専用使用权者である。



図 4.1 国際フェアトレード認証ラベル

## 5. ラベル認証機関

日本において、ライセンスを許可する機関は FLJ である。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定	Version:	2.1
	Page:	3 of 6

## 6. ライセンスの有効期間

有効期間は定めない。ただし、監査により国際フェアトレード基準に反した行動が見つかり、指定期間内に改善が認められない場合、ライセンスは取り消される。

## 7. ライセンス対象者（ライセンシー）

### 7-1 ブランド製品に対するライセンス（生鮮品を除く）

原則として消費者向け最終製品のブランドオーナーをライセンス対象者とする。従い、ブランドオーナーと製造組織が異なる場合には、製造組織はライセンス対象者とはならない。製造組織は国際フェアトレード認証契約をFLJと別途締結する。

### 7-2 ノンブランド製品・生鮮品に対するライセンス（例：切花、バナナ）

消費者向け最終製品を最初に市場に流す組織をライセンス対象者とする。なお“市場”は、卸売、小売を問わない。

### 7-3 飲食店で提供される製品

国際フェアトレード認証製品（以下、「認証製品」）を最終的に製造・包装をする組織がライセンス対象者となる。

### 7-4 生産者によって認証ラベルが貼付される製品（例：ワイン、サッカーボール）

原産国の生産者が製品のブランドオーナーであり、かつ国際フェアトレードラベル機構とライセンス契約を締結している場合は、生産者がライセンス対象者となる。締結していない場合は、原則として輸入組織がライセンス対象者となる。

## 8. ライセンシー申請の流れ

ライセンス取得のための申請手順を以下に示す。

### （1）申請書の提出

国際フェアトレード認証申請書(様式A)に必要事項を記入し、必要な添付書類と共にFLJへ提出する。

### （2）FLJによる審査

FLJは受領書類に基づき審査し、2週間以内に審査結果を申請者へ通知する。

### （3）ライセンス契約書の内容確認

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定	Version:	2.1
	Page:	4 of 6

審査を通過するとライセンス契約書が送付される。申請者は内容を確認する。

#### (4) ライセンスの許可

契約内容の合意後、FLJは初回認証料の請求書を送付する。申請者による振込が完了された後、FLJはライセンス契約書（2通）を申請者に送付する。申請者はライセンス契約書2通共に捺印し1通をFLJへ送付する。ライセンス契約締結日は初回認証料振込日とし、ライセンシーとしての仮認証書（Permission to Trade）が発行される。

#### (5) 製品認証・認証ラベル使用許可の申請

申請者は、認証製品の製造・販売前に、様式 B：認証製品申請書および様式 E：認証ラベル・プログラムラベル使用許可申請書（製品パッケージ・販促物用）をFLJに提出する。審査には1～2週間を要する。認証ラベルの使用に関しては、R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（一般）およびR-08 国際フェアトレード認証ラベル使用規定（コットン製品）を参照すること。

#### (6) 認証製品の製造・販売開始

製品認証および認証ラベル使用許可通知をFLJより受領後、国際フェアトレード基準を遵守して、製造・販売を開始する。

### 9. ライセンスに必要な料金

ライセンス契約を締結する際には、初回認証料が必要である。また、年間ライセンス認証料を年1回支払うこと。さらに、ライセンシーは認証ラベルが貼付されたフェアトレード認証製品の販売量に応じて、ラベル使用料として四半期毎にライセンス料をFLJへ納める義務がある。ただし、年間ライセンス認証料はライセンス料に含まれるものとし、年間のライセンス料合計が年間ライセンス認証料に満たない場合のみ、その差額をFLJへ支払うこととする。

初回認証料、ライセンス料、および年間ライセンス認証料詳細に関してはR-02 料金規定を参照のこと。

### 10. 報告義務

ライセンシーは四半期ごとに、以下の項目につきFLJへ報告しなければならない。報告書フォームは原則として様式 H：認証製品四半期報告書を使用すること。

- 認証製品販売量合計
- ノンフェアトレード製品販売量合計（フェアトレード原料として購入したもののうち）
- 認証製品販売数量合計
- ライセンス料合計
- 販売先名

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定	Version:	2.1
	Page:	5 of 6

11. 監査受諾義務

ライセンシーは、定期的に FLJ による監査を受ける事が義務付けられている。監査の頻度、実施要領に関しては、R-04 認証・監査規定を参照のこと。

12. ライセンス契約の解除および終了

ライセンス契約の解除、または終了については、ライセンス契約書、および R-04 認証・監査規定を参照のこと。

Fairtrade Label Japan (FLJ)	Document No:	R-03
	Issue Date:	2015年1月1日
国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定	Version:	2.1
	Page:	2 of 6

改定履歴

Version	日付	改定理由
1	2008年11月13日	新規作成
2	2009年11月1日	2009年11月実施の料金改定を反映。第12項「ライセンス契約の解除および終了」の追加。
2.1	2015年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規定書番号の変更 (R-003 から R-03)</li> <li>・ 「ライセンス規定」から、「国際フェアトレード認証ラベルライセンス規定」へ規定書名を変更</li> <li>・ 第4項 認証ラベルデータの差し替え。</li> <li>・ 7-4項の変更</li> <li>・ 7-5項の削除</li> <li>・ R-01用語規定 V3.0 の変更を反映。</li> <li>・ 申請書の名称変更を反映。</li> </ul>